

CHUBB®

法人成年後見賠償責任 保険のご案内

法人成年後見人向け専門業務事業者賠償責任保険
専門業務事業者賠償責任保険普通保険約款
法人成年後見特約

このご案内は、弊社の専門業務事業者賠償責任保険の概要を説明したものです。詳しい内容は、約款・特約などによりますが、ご不明な点がございましたら、取扱代理店または弊社までお問合せください。

法人成年後見賠償責任保険とは

法人・事業者として受任する成年後見業務遂行上の賠償リスクから、法人・事業者および役員（理事）・従業員（職員）の皆様をお守りする保険です。

法人成年後見賠償責任保険の概要

法人成年後見賠償責任保険は、被保険者(以下に記載)が法人として成年後見業務を遂行する上で成年被後見人その他の第三者に損害を与えたことにより、保険期間中に損害賠償請求を提起された場合に、保険金(以下に記載)をお支払いする保険です。

被保険者

- ①成年後見業務を行う法人・事業者（*）
 - ②①に属する役員（理事）
 - ③①に属する従業員（職員）
- （*）個人として受任する成年後見業務は、この保険の対象にはなりません。

お支払いする保険金の種類

- ①法律上の損害賠償金（和解金含む）
 - ②賠償責任に関する訴訟費用、弁護士費用等の争訟費用
- 注）損害賠償責任の承認および費用の支出にあたっては、弊社の事前の同意が必要となります。

保険対象の成年後見業務

法人成年後見賠償責任保険で対象となる業務とは、被保険者が日本国内で行う以下の業務となります(ただし、法律で定められた範囲内に限ります)。

- 家庭裁判所に選任された「成年後見人」として「成年被後見人」に対して行う財産管理業務および身上監護業務
- 家庭裁判所に選任された「保佐人」として「被保佐人」に対して行う財産管理業務および身上監護業務
- 家庭裁判所に選任された「補助人」として「被補助人」に対して行う財産管理業務および身上監護業務
- 家庭裁判所に選任された「成年後見監督人」、「保佐監督人」または「補助監督人」として行う業務
- 任意後見契約に基づき「任意後見人」として行う、任意後見契約公正証書に記載された財産管理業務および身上監護業務
- 任意後見契約または事務委託契約に基づき「任意後見受任者」として行う事務委託契約公正証書に記載された財産管理業務および身上監護業務
- 家庭裁判所に選任された「任意後見監督人」として行う、任意後見契約に関する法律第7条第1項に規定する業務

補償範囲

補償内容	概要
経済損害賠償責任補償	<p>保険対象の成年後見業務に係わり、被保険者が成年被後見人その他第三者に経済的な損害を与えたとして、保険期間中に日本国内で損害賠償請求を提起された場合に、被保険者が負担する法律上の損害賠償金および弁護士費用等の争訟費用を保険金としてお支払いします。</p>
名誉毀損賠償責任補償	<p>保険対象の成年後見業務に係わり、被保険者が成年被後見人その他第三者から、名誉毀損等精神的苦痛を被ったとして、保険期間中に日本国内で損害賠償請求を提起された場合に、被保険者が負担する法律上の損害賠償金および弁護士費用等の争訟費用を保険金としてお支払いします。</p>
身体障害・財物損壊賠償責任補償	<p>保険対象の成年後見業務に係わり、被保険者が成年被後見人その他第三者に身体障害を与え、もしくは財物を損傷または紛失したとして、保険期間中に日本国内で損害賠償請求を提起された場合に、被保険者が負担する法律上の損害賠償金および弁護士費用等の争訟費用を保険金としてお支払いします。</p>

法人成年後見賠償責任保険の特長

特長	概要
個人の不正行為による使用者責任追及も保険対象	役員（理事）、従業員（職員）が犯した不正行為の結果、法人・事業者や役員（理事）が責任を追及された場合も、保険対象です（不正行為を行った本人は保険対象外です）。
業務委託先の不正行為・過失による責任追及も保険対象	成年後見業務の委託先による故意または過失に起因して被保険者が責任を追及された場合も、保険対象です（業務委託先は被保険者ではないので保険対象外です）。
情報漏えいも保険対象	成年後見業務に係わり入手した情報が漏えいしたことで損害賠償請求を提起された場合も保険の対象です。

支払限度額と免責金額

項目	概要			
保険期間中の支払限度額総額	以下の3種類からお選びいただけます。 ① 5000万円 ② 3000万円 ③ 1000万円			
補償範囲ごとの支払限度額		経済損害 賠償責任補償	名誉毀損 賠償責任補償	身体障害・財物損壊 賠償責任補償
	プラン①	5000万円	5000万円	1000万円
	プラン②	3000万円	3000万円	600万円
	プラン③	1000万円	1000万円	200万円
	注) 各オプションにおける保険期間中の支払限度額総額は、 それぞれ上記「保険期間中の支払限度額総額」に記載の金額となります。			
免責金額（自己負担額）	10万円(一請求につき)			

保険金をお支払いできない主な場合

主に次の事由に起因する損害賠償請求については、保険金をお支払いしません。

1. 契約、約定または保証により加重された責任
2. 被保険者の故意または犯罪行為（ただし、役員（理事）や従業員（職員）等の個人による故意に起因して会社等が使用者責任を追及された損害賠償請求については、この免責条項を適用しません。）
3. 保険期間開始前に既になされた損害賠償請求、または被保険者が認識していた損害賠償請求のおそれのある状況
4. 被保険者間でなされたか、または被保険者の子会社もしくは親会社からなされた損害賠償請求（ただし、損害賠償請求が最初に第三者からこれらの者になされた分については、免責を適用しません。）
5. 知的財産権の侵害
6. 医療、看護または介護行為（療養看護に関する事務行為を除きます。）
7. 訴訟代理行為
8. 資産運用または投資
9. 火災、落雷、水災、地震、津波などの災害
10. 被保険者に支払われる報酬の返還に起因する損害賠償請求（ただし、争訟費用にはこの免責条項を適用しません。）
11. 成年被後見人、被保佐人、被補助人の行為に起因する損害賠償請求
12. 被保険者の倒産、破産 ・ ・ ・ など

お見積りに必要な確認事項

保険料お見積りにあたっては、次の資料が必要となります。

ご提出をお願いする資料

- 弊社所定の「法人成年後見賠償責任保険申告書」
- その他、弊社からご依頼する資料

保険契約のご締結にあたって

- 保険料お見積りの際にご提出いただいた上記「法人成年後見賠償責任保険申告書」は、ご契約時に貴社代表取締役による記名・捺印をいただいたうえで、告知書とさせていただきます。この告知書は保険証券の一部となるため、記載内容に誤りのないようご注意ください。

Chubb損害保険株式会社のご紹介

チャブ保険は、斬新な発想とチャブ・グループのグローバルなネットワークをもとに、個人および法人のお客様に対し火災保険、新種保険、傷害保険、自動車保険、旅行保険等を提供しています。エース・リミテッドのチャブ・コーポレーション買収により、2016年10月、Chubb損害保険株式会社に社名変更しました。日本での実績は、前身会社を含め外資系損保会社としては最長の95年以上におよびます。

米国格付機関スタンダード&プアーズ社からは、保険財務力および発行体格付けともに「A+」（2016年10月現在）の評価を受けています。また、資本金は81.5億円、ソルベンシー・マージン比率は1,138.5%です（2016年3月末現在）。

チャブ保険はチャブ・リミテッドの100%子会社であり、チャブ・グループの一員です。チャブ・グループは、54カ国で事業を展開し、約30,000名の従業員を擁する世界最大級の損害保険会社です。

豊富な商品構成やサービス、幅広いディストリビューション能力、優れた財務力、卓越した保険引受、高品質の損害サービス、グローバルな拠点展開でお客様のご要望にお応えします。

Chubb. Insured.

お問合せ先 取扱代理店名（または支店名）

[Redacted area]